

数と本質的に同じ情報を持つ費用関数は生産要素価格、生産物価格などの価格データにより推計可能である⁽⁴⁷⁾。実際のデータにより推計を行うことは今後の課題としたい。

『平成9年地域児童福祉事業等調査報告』では、無認可保育所について調査を行っている。施設数は、沖縄県が490施設と最も多く、東京都372施設、埼玉県361施設の順となっている。在所児童数は全国では14万3,150人、沖縄県が20,412人、兵庫県8,732人、埼玉県7,784人である。設置主体別では個人が71.7%と約3/4近くを占め、会社11.1%、任意団体8.8%、その他8.4%となっている⁽⁴⁸⁾。

月額保育料の全国平均は、0歳児は42,368円、1歳児は40,277円、2歳児37,525円、3歳児は33,448円、4歳児は30,809円、5歳児は29,966円、6歳児は30,064円である⁽⁴⁹⁾。また、標準偏差（括弧内は変動係数）は、0歳児は6325.7(0.154)、1歳児は6850.3(0.177)、2歳児6928.5(0.193)、3歳児は6753.6(0.209)、4歳児は6582.4(0.220)、5歳児は6832.7(0.236)、6歳児は7252.8(0.251)である。保育料は年齢が高くなってもそれほど低下していないことがわかる。また年齢が上がるにしたがって、格差が広がっていることがわかる。

一方、幼稚園は応益負担である。全国の県庁所在市と人口15万人以上の市における公立幼稚園（2年保育）の保育料の全国平均(61都市)は7,001円、標準偏差は2002、変動係数0.286、最高値13,800円、私立幼稚園（3年保育）では全国平均(71都市)が18,792円、標準偏差3451、変動係数は0.184、最高値25,860円となっている⁽⁵⁰⁾。平成11年では公立幼稚園（2年保育）の保育料の全国平均(61都市)は6,882円、標準偏差1871、変動係数は0.272、最高値12,300円、私立幼稚園（3年保育）では全国平均(70都市)が18,232円、標準偏差3062、変動係数は0.168、最高値24,450円⁽⁵¹⁾だったので、公立幼稚園、私立幼稚園とも地域格差が拡大しているといえる。また私立保育園の方が、散らばりが大きい。

植田(1984)では保育所と幼稚園を代替として捉え、公正性の観点から、保育所に対して過度の公的補助を交付するのは望ましくないとしている⁽⁵²⁾。また、私立幼稚園は多くの園児が通っているので、公私を含む全体としての保育所と幼稚園の間の負担の公平性の確立を望んでいる。また、自宅保育と保育所保育との公平性の観点から、各世帯が保育の価値を正しく判断できる場合には利用者全額負担の原則を尊重する必要があるが、そうでない場合には家庭の生活水準などを考慮の上、公的補助の導入により保育料の低廉化を図る必要があるとしている。

保育所利用者のうちで、幼稚園の代替としての利用者も存在するが、全員がそうではない。また、私立幼稚園の利用者の中には公立幼稚園と比べて保育料が高くても私立幼稚園を選択している者も存在する。そういった点も考慮に入れて、同じ年齢の児童の幼稚園と保育所の費用負担を考える必要があると思われる。

千代田区での幼稚園では人件費が11年度で85.7%、12年度で85.9%を占めており、園児一人あたりのコストは11年度で142万円、12年度で118.9万円となっている。幼稚園はすべて小学校と同じ建物に設置されているため、施設管理費、減価償却費は小学校費に含

まれている。受益者負担割合は11年度で4.1%、12年度で5.3%である。

表15 幼稚園総コスト（千代田区）

（千円）

区 分		11年度	12年度
総経費	a	593,563	551,500
うち人件費		508,565	473,926
保育料収入等	b	24,584	29,419
その他の収入	c	110	192
園児数（人）	d	418	464
年間コスト（園児一人あたり）	a/d	1,420	1,189
受益者負担割合	b/a	4.1%	5.3%
税金の投入額	a-(b+c)	568,869	521,889

注：保育料収入等には、賄収入、入園手数料等を含む

出所：表4とおなじ

幼稚園は応益負担であるが、保育所と同様人件費が運営費の多くを占めている。保育所と幼稚園を代替と考えるのであれば、保育所の保育料負担を考える際には、幼稚園の保育料の負担のあり方についても検討することが必要ではないだろうか。

4. 保育サービス改革

4. 1. 新しい保育サービス

保育所はその運営主体や認可・無認可により運営費や保育料が異なっている。サービス面からは、保育所はどう評価されているのだろうか。

地方自治経営学会(2001)によれば、保育所について「民のほうがすぐれている」が15市、「公と民とで同じ、差異はない」は19市、「公立のほうがすぐれている」は0であった⁽⁵³⁾。民間のほうがすぐれている点として、延長保育の実施、開所時間が長い、障害児保育や一時保育など特例保育を行っている、送迎バスがある等となっている。このことから、公立保育所は高費用であるが、需要側の多様なニーズには応えていないことがわかる。

八代(2000)によれば、保育サービス改革の方向としては、①現行の公立保育園方式を維持しつつ、財源の拡大を図る、②現行の財源をある程度所与として保育サービスの実質的な水準を維持しながら量的な拡大を図る、という2つの方向があるとしている⁽⁵⁴⁾。①の方法としては、保育料の受益者負担割合の引き上げ、②の方法としては以下に述べる自治体独自の基準での保育所の開設などが考えられる。

川崎市や横浜市などは低年齢の待機児が多い。しかし、公立保育園の増加は財政上の理由により困難として、東京都は「認証保育所」、横浜市では「横浜保育室」など自治体が独自に設定した基準の保育所を開所している。東京都の認証保育所、横浜保育所とも利用者と保育所の直接契約方式である。認証保育所では、0歳児保育の実施が必須であり、基準面積が緩和（0歳児・1歳児の一人当たり基準面積は認可では3.3㎡であるが、2.5㎡としている）されており、保育料は上限付きで保育所側が自由に設定できる。また横浜市では18区全部に横浜保育所があり、横浜保育所では、3才未満児の定員が20人以上確保されており、概ね3歳未満児4人に1人の保育従事者となっている。

また、調理員を置かないために無認可であるが文部科学省共済組合による「かすみがせき保育室」が2001年10月19日に開所した⁽⁵⁵⁾。施設・設備等は文部科学省が無償提供を行い、株式会社コティに運営の委託を行っている。そしてコティは利用者の保育料等により運営を行い、文部科学省共済組合からの報酬、対価等はない。11月1日現在で0歳児が8人、1歳児が4人、2歳児が2人、3歳児が3人の計17人が保育を受けている。4歳以上の利用者はいない。月額保育料は常時保育（基本保育8時間につき）0歳児が49,000円、1歳児が48,000円、2歳児が47,000円、3歳児以上が45,000円である。第3節2からわかるように、無認可保育所では児童の年齢の上昇により、保育料がそれほど低下しない。一方認可保育所では3歳以上になると、保育料が大幅に低下する。この料金体系では3歳以上の利用は今後も見込めないとと思われる。

4. 2. 規制緩和の影響：公設民営の保育所

これまで保育所の運営主体は市町村や社会福祉法人などに限定されるという参入障壁が存在した。しかし、2000年3月に「保育所の設置認可等について」が改正され、株式会社やNPOなど市町村や社会福祉法人以外であっても保育所の設置が可能となり、企業の参入が可能となった。これにより、新しい形態の保育所が開所することとなった。また、地方自治法第244条の2第3項の解釈が変化したため、公設民営が可能となった。平成13年4月までに、社会福祉法人以外の主体による保育所が27件設置されたが、そのうち認可外保育所から認可に移行したものが15件である⁽⁵⁶⁾。設置主体別（括弧内は認可外からの移行数）では、社団・財団法人1件（1）、学校法人6件（2）、宗教法人6件（3）、NPO3件（1）、有限・株式会社6件（4）、個人5件（4）である。

2001年4月に全国で初めて三鷹市に公設民営の三鷹市立東台保育所が開所したが、8,837.5万円の委託費⁽⁵⁷⁾によって運営が行われており、人件費が従来の半額になったとされる⁽⁵⁸⁾。三鷹市の保母の平均年齢は40歳を超えており、また平均年収は820万円である。このように人件費単価が高いため、三鷹市の公立保育園においては0歳児一人あたり年間600万円の費用負担が行われている。

委託を受けたベネッセが価格を低く抑制できたのは、保育士を1年契約で雇用している

ためである⁽⁵⁹⁾。運營業務委託プロポーザル（企画提案）に参加した別の企業では一人当たり月給を233,300円として計算しており、この場合の総経費は約1億2,500万円であった⁽⁶⁰⁾。

三鷹市ではさらに平成14年4月に公設民営により2歳児以下30名定員の保育所を開設予定である⁽⁶¹⁾。低年齢の待機児が多いためということであるが、この年齢がとくにコストが高い。それを民間に委託するのであるから、公立保育所を新たに開所する場合と比較してコストが大幅に低く供給できる。

民間による保育サービスでは保育士の年齢が若い層だけとなる可能性があり、これまでの公立保育園のような年齢の保母による保育は困難となってくる。これに対して保育料よりも保育の質を重視する保護者の間では不安が存在する⁽⁶²⁾。保育の質と言った場合、行政側が考える質と保護者側が考える質では異なる。

現在は高品質の保育サービスが提供されているが、今後も行われる保証はない。企業が利潤最大化を目的とするのであれば、費用最小化を行い、それには人件費の削減が大きい。そして、保育サービスは主として人的サービスであるので、人件費の削減により質の低下が起こる可能性がないとはいえない。また、利潤を上げられないのであれば供給が行われないことも考えられる。民間企業の参入により、低価格・高品質のサービスが提供されるのか、それとも低価格で劣悪なサービスとなるのは現在では判断できない。競争が存在する場合には、価格が安価であっても高い品質のサービスが選択されるが、それは地域によるのではないだろうか。

下夷(1993)では、アメリカでは営利サービスの増加にともない、保育センターの地理的な偏在や乳児保育の不足が生じているとしている⁽⁶³⁾。

村上(1999)では、保育サービスの質は従事する人材と施設設備によるとし、人件費の削減は人的サービスの低下につながりやすいので、公的補助の継続を求めている⁽⁶⁴⁾。

横山(1999)では、滋賀県の民間保育所数と自治体の人口規模、定員充足率との関係を推計している。それによれば、人口が多いと民間保育所数は多く、また定員充足率と正の関係があり、民間保育所は需要の見込める地域でしか運営できないとしている⁽⁶⁵⁾。

しかし、林(1996)では、地方の民間保育所にも財政支援を行えば経営が成り立つとし、公立保育所が民間に代わってサービスを提供し続けなければならないということにはならないとしている⁽⁶⁶⁾。

つまり自由競争では民間保育所が地方で経営を行うことは困難である。地域に偏りが生じる可能性、サービス低下など企業が保育サービスに参入する場合の問題点が考えられる。

また乳児と幼児では園庭の有無など求める保育の質が異なる⁽⁶⁷⁾。人的サービス以外の施設等の面からも保育サービスを考える必要がある。

認可保育所への入所が可能になった場合、こどもが保育所に慣れていて、友達もいるため、無認可から認可に移るのをためらう場合もある。これまで、保育サービスは保護者の就労との関係で主として考えられてきたが、こどもにとっての幸福を考え、こどもにとつ

て望ましい保育サービスを考えることが必要である。こどもの側から考えれば、保護者の長期労働によって保育所で長時間過ごすことが望ましいとはいえない。それよりも育児休暇⁽⁶⁸⁾の取得を容易にしたり、こどもが低年齢の間は短時間労働にシフトするなど、就労形態の多様化がより求められる。

企業側については『平成10年度企業の福利厚生制度に関する調査』によれば、法令以上の休暇取得や短時間勤務などの育児支援制度を現在実施している割合は23.9%であり、実施している企業のうちでは、拡充していきたいが7.7%、現状維持が91.4%である。現在実施していない企業のうち23.0%は今後実施していきたいと考えている⁽⁶⁹⁾。

企業側の努力だけでなく、少子化対策や女性の就労の促進を図ることを目的とするのであれば、国として長期的な観点からマクロレベルでの政策が必要である。

5. まとめ

保育所にかかる費用は、施設費と人件費があり、公立保育所におけるフローのコストの多くは人件費である。それは保育士の賃金体系と平均年齢が大きな要因であり、現在公立保育所の運営費用は、市区町村が多大な負担を行っている。保育サービス需要（待機児童）が存在していても新たに公立保育所を開所するためには多額のコストがかかる。このため規制緩和による企業の参入が認められるようになった。新たな形態の保育所が開設されることで、現在の認可保育所の効率化が進むことが予測される。また今後利用者による選別が行われるため、競争が生じることで同価格であってもサービスの向上が起こることも考えられる。しかし、保育サービスを質の面から考える際には、今後低下する可能性も存在し、果たして企業の参入が望ましいかどうかについて現在判断を下すのは難しい。

待機児の多くは0~2歳児であるが、この年齢の児童一人当たりの費用がとくに高い。高費用の自治体では、民営化を行うことが一時的な解決とはなっても公的支援が行われなければ、長期的な解決策となるかどうかは明らかではない。

そこで根本的な解決策の一つの方策として、育児休暇の促進があげられる。これはすでに高山(1982)で示唆されている⁽⁷⁰⁾。1年間は育児休暇を取得するようになれば多額の費用がかかる0歳児の保育費用の削減が可能となる。ただし、保育費用の削減効果と育児休暇取得に関わる費用の比較を行う必要があるため、両方の費用の比較は今後の課題である。その際、費用以外のこどもの厚生も考慮に入れて考える必要がある。

もし保育所の費用を抑制しながら、一定の品質を保持できるシステムが可能であれば、それを今後考えていくことを課題としたい。

また高齢化の進展や地方財政の悪化などにより、保育所運営に現在以上の公費負担を行うことが次第に困難になっていくことが考えられ、受益者負担の観点から、望ましい保育料の設定や負担率について再検討を行うことも今後の課題である。その場合、保育サービスの費用側からだけでなく、収入や他の消費サービスとも関連して利用者側から考えた

望ましい費用徴収額と上限も併せて考えることが必要であり、それも今後の課題としたい。

これまでの保育サービスの研究では、主に都市の待機児に焦点が当てられてきたが、過疎地域における保育サービスのあり方についても検討する必要がある⁽⁷¹⁾。

保育サービスはさまざまな面から検討される必要があることが明らかとなった。今後さらに多くの研究が行われ、現実の政策に活かされることを望む。

注

- (1)『厚生労働白書（平成13年版）』,p.320。
- (2)総務省統計局統計センター<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon1/00/14.htm> 参照。
- (3)『平成11年度全国家庭児童調査結果の概要』の「Ⅱ18歳未満の子どもたちの状況」参照 (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0105/h0531-3c.html>)。また、『平成10年国民生活基礎調査 第1巻解説編』(2000,p.238)でも保育所（認可+認可外）が23.8%であり、幼稚園21.7%を上回っている。
- (4)駒村(1996)、大石(2002)参照。
- (5)厚生労働省「平成12年度福祉行政報告例」の児童第28表（報告表54）。
(http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/data/370/2000/toukeihyou/0003498/t0054229/houh28_001.html)
- (6)厚生労働省「保育サービスの需給・待機の状況(平成12年4月1日)」。
(http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1212/h1214-1_18.html)
- (7)厚生労働省「保育所入所待機児童数の多い市区からのヒアリング結果について」(平成13年5月31日) (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0105/h0531-1.html>)
- (8)村上(1999),p.178。
- (9)大野(1991),p.70。
- (10)大野(1991),pp.71-72。
- (11)高山(1982),p.245 脚注(10)。
- (12)能勢(1980),pp.92-94。
- (13)能勢(1980),p.26。
- (14)奥野・鈴木(1988),p.278・295
- (15)村上(1984),pp.180-185。
- (16)『厚生省報告例（社会福祉関係）』平成10年～平成12年により計算。厚生労働省ホームページの厚生労働省統計表データベースシステム参照。
- (17)『厚生省報告例（社会福祉関係）』平成9年～平成12年。
- (18)中島(2000),pp.66-67。
- (19)中島(2000),p.73。
- (20)中島(2000),p.77。
- (21)大野(1991),pp.149-153。

- (22)大野(1991),pp.153-157。
- (23)能勢(1980),p.102。
- (24)能勢(1980),p.63。
- (25)以下は、能勢(1980),pp.76-77 を参考。
- (26)村上(1991),pp.219-220。
- (27)村上(1991),pp.221-231。
- (28)『保育白書 2001』,p.82 図表Ⅲ-5-1。
- (29)朽尾 勲編集代表『保育所運営マニュアル：今、求められる保育サービス』(1999),中央法規出版,pp.79-80。
- (30)『保育白書 2001 年版』,p.81。『利用しやすい保育所を目指して(増補版)』(p.98)によれば、平成6年度予算ベースでは、総額 10,779 億円のうち、保護者負担が 5,422 億円、公的負担については国が 2,679 億円、都道府県が 1,339.5 億円、市町村が 1,399.5 億円であった。
- (31)福田・今井(1999),pp.28-29。
- (32)地方自治経営学会(2001),p.68。
- (33)地方自治経営学会(2001),p.69。
- (34)福田・今井(1999),p.28。
- (35)保育行財政研究会編著(2000),pp.33-44。
- (36)中村(2001),p.136。
- (37)中村(2001),p.139。
- (38)中村(2001),p.142。
- (39)右田紀久恵・里見賢治・平野隆之・山本 隆(1989)『福祉財政論』(ミネルヴァ書房),pp.126-127。
- (40)『平成 11 年サービス業基本調査報告』,p.427。
- (41)『平成 11 年サービス業基本調査報告』,pp.510-513。
- (42)『平成 9 年社会福祉施設等調査報告 下巻』,第 29 表、第 32 表。
- (43)三鷹労政事務所(2000),p.30。
- (44)賃金の回答保育園数は年齢別に異なっているが、考慮せずに平均値データを用いた。
- (45)全国保育協議会編『保育年報【2001】』,p.193。
- (46)勝又(1994),pp.299-301。
- (47)Varian (1992),Capter6、奥野・鈴木(1985),第 7 章参照。
- (48)『平成 9 年地域児童福祉事業等調査報告』,pp.22-23。
- (49)『平成 9 年地域児童福祉事業等調査報告』,第 24 表(pp.146-153)。
- (50)『小売物価統計調査年報(平成 12 年)』,p.712 により計算。
- (51)『小売物価統計調査年報(平成 11 年)』,p.666 により計算。

- (52)植田(1984),pp.65-66。
- (53)地方自治経営学会(2001),pp.69-70。
- (54)八代(2000),p.163。
- (55)「かすみがせき保育室」へのヒアリングによる。
- (56)「保育所設置に係る多様な主体の認可状況等について－平成12年3月の規制緩和措置の効果－」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0105/h0521-2.html>)。
- (57)広報みたか No.1209(2001.4.15)。
- (58)三鷹市へのヒアリングによる。
- (59)三鷹市立東台保育所へのヒアリングによる。
- (60)「自治体保育事業への民間企業の参入－東京三鷹市の保育園民営化関係資料－」,『賃金と社会保障』,No.1308(2001年10月下旬号),pp.65-83。
- (61)社会福祉法人ユウカリ福祉会が行うことに決定された(広報みたか No.1227,2002.1.20)。
- (62)2001年9月と10月に実施したフォーカス・グループ・ディスカッションによる。
- (63)下夷(1993),pp.45-46。
- (64)村上(1999),p.184。
- (65)横山(1999),pp.414-415。
- (66)林(1996),p.165。
- (67)2001年9・10月に実施したフォーカス・グループ・ディスカッションによる。
- (68)滋野(2001)では、保育サービスの享受と育児休業を取得し自ら育児を行うことには代替関係があるとしている(滋野由紀子(2001)「子育て支援策と労働市場－「平成8年度人口動態社会経済面調査(出生)」を用いた分析－」,国立社会保障・人口問題研究所『社会保障の社会経済への効果分析モデル開発事業調査研究報告書』,pp.340-354.)。育児休業制度については、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書資料編」(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-4e4.html>) 参照のこと。
- (69)(財)生命保険文化センター『平成10年度企業の福利厚生制度に関する調査』,p.127。
- (70)高山(1982),p.250 脚注(28)。
- (71)過疎地域の保育サービスは、少子化による保育所の定員割れの問題、地方財政との関連や保育所運営面での問題などがある(山縣文治(2001)「過疎地域における保育サービスのあり方の総合的検討」,『保育年報2001』,pp.41-46)。

参考文献

- Stiglitz, Joseph E. (1988) *Economics of the Public Economics*, W.W. Norton (藪下史郎訳『公共経済学(上)』(1989),マグローヒル)
- Varian, Hal R. (1992) *Microeconomic Analysis 3rd edition*, W. W. Norton.
- 植田政孝(1984)「保育料問題と受益者負担」,『季刊経済研究』,第6巻,第4号,pp.53-66。

- 大野吉輝(1991)『社会サービスの経済学』, 勁草書房.
- 奥野正寛・鈴木興太郎(1985)『ミクロ経済学Ⅰ』, 岩波書店.
- 奥野正寛・鈴木興太郎(1988)『ミクロ経済学Ⅱ』, 岩波書店.
- 大石亜希子(2002)「母親の就労に及ぼす保育費用の影響」, mimeo.
- 刈屋武昭監修(1985)『計量経済分析の基礎と応用』, 東洋経済新報社.
- 勝又幸子(1994)「保育料にみる利用者負担と財源政策」, 社会保障研究所編『社会保障の財源政策』, 東京大学出版会, pp.289-311.
- 駒村康平(1996)「保育需要の経済分析」, 『季刊・社会保障研究』, Vol.32, No.2, pp.210-223.
- 下夷美幸(1993)「アメリカにおける保育サービスの現状と保育政策の課題」, 『海外社会保障情報』, 第104号, pp.38-54.
- 全国保育協議会(2001)『保育年報2001』, 全社協.
- 高山憲之(1982)「保育サービスの費用負担—応能負担原則の再検討—」, 『経済研究』, Vol.33, No.3, pp.239-250.
- 地方自治経営学会(1995)『公立と民間とのコスト比較』.
- 地方自治経営学会(2001)「公立と民間とのコストとサービス比較—全国延べ316自治体からの報告とその分析—」, 『賃金と社会保障』, No.1279, pp.62-73.
- 中島克己(2000)「社会福祉サービスにおける受益者負担について—神戸市保育所保育料のあり方をめぐって—」, 神戸国際大学経済経営論集, 20(1), pp.65-83.
- 中村強士(2001)「保育所保育料の利用者負担の実態と保育料政策—名古屋市保育料負担実態調査を中心に—」, 『総合社会福祉研究』, 第19号, pp.129-144.
- 能勢哲也(1980)『公共サービスの理論と政策』, 日本経済新聞社.
- 林 宣嗣(1996)「保育サービス事業の現状と課題」, 『季刊・社会保障研究』, Vol.32, No.2, pp.158-166.
- 福田素生・今井博之(1999)「「保育サービス供給に関する調査」結果概要」, 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会『保育サービス供給の実証分析研究報告書』, pp.5-30.
- 保育行財政研究会編著(2000)『公立保育所の民営化—どこが問題か—』, 自治体研究社.
- 三鷹労政事務所(2000)『多摩地域における民間保育園の労働条件等の実態と保育士の意識』.
- 村上雅子(1984)『社会保障の経済学』, 東洋経済新報社.
- 村上雅子(1991)「高齢者介護の保障と費用負担」, 隅谷三喜男編『社会保障の新しい理論を求めて』, 東京大学出版会, pp.199-232.
- 村上雅子(2000)『社会保障の経済学 第2版』, 東洋経済新報社.
- 八代尚宏(2000)「福祉の規制改革—高齢者介護と保育サービスの充実のために—」, 八代尚宏編『社会的規制の経済分析』, 日本経済新聞社, pp.133-167.
- 横山由紀子(1999)「保育における規制緩和と民営化」, 『季刊・社会保障研究』, Vol.34, No.4, pp.413-420.

表4 保育園コスト（千代田区）

[保育園総コスト]

(単位：千円)

区 分		11年度	12年度
総経費	a	1,210,098	1,289,934
うち人件費		989,314	1,006,781
保育料収入	b	85,679	86,003
その他の収入	c	171,176	177,395
園児数（人）	d	392	430
年間コスト（園児1人あたり）	a/d	3,087	3,000
受益者負担割合（%）	b/a	7.1%	6.7%
税金の投入額	a-(b+c)	953,243	1,026,536

[0歳児にかかるコスト]

区 分		11年度	12年度
総経費	a	292,636	336,248
うち人件費		270,238	303,616
保育料収入	b	10,336	11,491
園児数（人）	c	40	50
年間コスト（園児1人あたり）	a/c	7,362	6,781
受益者負担割合（%）	b/a	3.5%	3.4%

[3～5歳児にかかるコスト]

区 分		11年度	12年度
総経費	a	272,849	299,419
うち人件費		159,451	156,554
保育料収入	b	30,267	31,835
園児数（人）	c	201	217
年間コスト（園児1人あたり）	a/c	1,357	1,379
受益者負担割合（%）	b/a	11.1%	10.6%

出所：「千代田区財政白書～強い財政を目指す～」

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/tokusyu/zaisei/index.htm>

表5 区立保育園運営経費の財源構成（千代田区）⁽¹⁾

（千円）

運営費総額 1,322,870			
国基準運営費 374,796 28.1%	国基準保育料 179,212 13.4%		
	保育料	政策減免額	管理的経費
	86,003 (6.5%)	78,429 (5.9%)	14,780 (1.1%)
	法定負担金 195,584 14.7%		
	国	都	区
	97,792 (7.4%)	48,896 (3.7%)	48,896 (3.7%)
区運営経費加算分 917,367 (69.3%)	うち減価償却費 32,936 (2.5%)		
その他の収入 ⁽²⁾	35,617 (2.7%)		
都補助金	5,090 (0.4%)		

注：(1)%は一部筆者計算

(2)筆者が合計より再計算を行ったために出所とは異なる

出所：表4と同じ

表6 保育所の平成12年度決算額（新宿区）

（単位：千円）

歳出決算額	a	5,533,950
うち職員人件費		4,614,908
使用料	b	427,175
その他の収入	c	942,151
園児数	d	延 28,203 人
1人あたりコスト	a/d	196
受益者負担割合	b/a	7.7%
税金の投入額	a-b-c	4,164,624

注：保育所の1人あたりのコストは、月間コスト

出所：『新宿区財政白書』http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/Download/hakusho_h13.pdf

表7 保育園運営費用（杉並区）

〔事業コスト〕

(単位：千円)

	人件費	減価償却費	その他経費	合計
0歳	2,321,380	8,491	100,665	2,430,536
1歳	2,909,027	13,382	190,836	3,113,244
2歳	3,012,973	15,226	218,052	3,246,251
3歳	1,967,731	16,136	239,693	2,223,561
4歳	1,939,351	15,652	231,168	2,186,171
5歳	1,946,821	15,615	231,496	2,193,932
合計	14,097,283	84,502	1,211,909	15,393,694

〔収入〕

	保護者負担金	国庫・都負担金	都補助金	その他収入	合計
0歳	211,293	282,867	3,333	6,706	504,198
1歳	174,465	233,475	5,348	13,253	426,541
2歳	196,487	263,074	6,224	15,014	480,799
3歳	54,832	73,474	6,810	16,531	151,646
4歳	54,014	72,319	6,769	16,355	149,456
5歳	52,898	71,026	6,514	15,969	146,407
合計	743,988	996,234	34,998	83,828	1,859,048

〔事業別コストほか〕

	事業別コスト純額	1園あたりの事業別平均コスト純額	園児数(人数)	園児1人あたりの事業別コスト純額
0歳	1,926,337	43,780	307	6,275
1歳	2,686,703	61,061	582	4,616
2歳	2,765,452	62,851	665	4,159
3歳	2,071,914	47,089	731	2,834
4歳	2,036,715	46,289	705	2,889
5歳	2,047,525	46,535	706	2,900
合計	13,534,646	304,606	3,696	3,662(平均)

出所：「ざいせい 2001（杉並区財政白書）」http://210.239.53.213/library/file/zaisei2_001.pdf

厚生科学研究政策科学推進事業

「こどものいる世帯に対する所得保障、税制、保育サービス等の効果に関する総合的研究」

保育サービスはなぜ不足しているのか
—保育士労働市場構造の視点から

周 燕飛*

(国立社会保障・人口問題研究所)

2002年3月31日

要約：

本稿は、保育士労働市場における二元化構造仮説と買手独占構造仮説から出発して日本の保育サービスが不足している原因を検証してみた。仮説1の元では、日本の保育士労働市場に公私間の経済格差が大きく、保育士労働の総雇用量を抑制するメカニズムが働いている。仮説2の元では、保育士労働市場は需要側（保育所）の買手独占状態にあるため、完全競争均衡の場合よりも低い賃金で少ない労働者を雇うことになる。保育労働市場の二元化構造も買手独占構造も保育士労働の総雇用量を抑制する効果があるので、保育サービスの総供給量もこの二つの構造によって抑制されることになる。

1997年～1999年間の都道府県別データに基づいたクロスセクション分析は、上述の二つの仮説を完全に裏付ける結果を得られた：①保育労働市場の公私二元化構造は確実に保育サービスの供給に抑制する効果を持っている。推計結果によると、公私間の給与格差は1万円縮小すれば、認可保育所の入所率は0.82%～1%前後増え、待機率は0.34%～4.97%減少する。②保育所の平均規模は認可保育所の入所率にマイナスに有意、待機率にプラスに有意な影響を推計結果で確認されたため、買手独占構造は保育サービスの供給を抑制していると思われる。

I はじめに

日本の保育所施設が、認可保育所（公立保育所＋私立保育所）と無認可保育所に大別で

*本稿に貴重なコメントを頂いた大阪大学 C.Y.ホリオカ、C.マッケンジーと大竹文雄教授、若林緑様、国立社会保障人口問題研究所金子能宏博士および大阪大学国際公共政策研究科 IPP 研究会の皆様にお礼を申し上げます。

きる¹。その内、認可保育所の施設数は無認可の約 2.4 倍、入所児童数は無認可の約 8.5 倍にもなる。また、認可保育所の月額保育料は各市町村が世帯の所得課税額に応じて決めており、幅は 0 円から 6 万円前後。要保護者（保育所利用者）は措置権者（名義上市町村長、実際の窓口は市町村の保育課）に入所申し込み（希望保育所最大 3 つ）を提出して、保育課は申請者の保育欠ける要件を審査し、入所許可を下す。一方、認可保育所が措置市町村の指示に従って、特定の児童に保育サービスを提供する。従って、日本の保育制度は、主に公的支配と公的責任は中心であった。

しかしながら、この認可保育所制度において、サービスはしばしば不足していると言われている。保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであっても、現に保育所に入所していない児童数は全国で 20,749 人あり、それに加えて保育サービスを必要とするが入所申込を提出していない、いわゆる潜在的な待機児童数も数多く存在している²。国は幼稚園の預かり保育を推進したり、保育所の入所定員の弾力化を推奨したりしたが、全国的に特に都市部の保育サービス供給は不足している。

経済学的に、認可保育所のサービスを不足させる根本的な原因は保育料を市場価格以下にフィクスされているため、需要は供給を常に超え、恒常的な不足が生じてしまうことである。しかしながら、女性の社会進出や、世帯間の格差の縮小を促進には、やはり保育サービスにおける公的介入はぜひ必要だと考えられる。本稿は、以上の背景を踏まえた上、更なる保育サービス不足の原因を探る。具体的に言えば、本稿は保育士労働市場二元化構造と買手独占市場の視点から、なぜ保育所は社会需要に答えられず、十分な保育サービスを提供できないかの原因を探る。保育サービスの供給量はある意味で保育士の労働量と 1 対 1 の関係にある。保育士の労働量の投入が少なければ、社会に提供できる保育サービスの量も少ないのは自然の考え方である。

II 保育士労働市場二元化構造の視点

日本では、“保母”職はこどもたちのあこがれの職業であった。第一生命保険相互会社は 1989 年から 2000 まで毎年夏に全国保育所・幼稚園児及び小学校 1～6 年生を対象に「大人になったらなりたいもの」アンケート調査を実施した結果、“保母”職は女子の間では堅い人気を保ち、この十年ほぼ一貫して 1 位か 2 位の高支持率を受けていた。1998 年以来“保母”職の人気度が 5 位から 3 位そして 4 位までダウンしたが、食べ物屋、看護婦、花屋にならび女子の憧れの職業として知られていた。

全国の認可保育所³で就業している保育士数は、1999 年 10 月時点で 26.11 万人。そのう

¹具体的に、付 I（措置制度と保育所財政）を参照してください。

²平成 13 年全国の入所児童数が前年より 12,000 人増加したものの、待機児童数は 1,360 人しか減少しなかった（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）。

³日本最初の保育所の誕生は多様な動機と目的によるものだった。ひとつは企業が低賃金労働者としての婦人労働者を吸収し、確保するためのものであり、もう一つは貧困家庭の主婦を労働させ、それによって家

ち、専任は 23.2 万人(88.9%)、公立と私立保育所の保育士はそれぞれほぼ半数ずつ占めている⁴。しかし、認可保育所の労働市場⁵において、公私間における大きな格差が現れている。

2-1 保育労働市場における公私二元化構造

私立保育所保母の給与水準は、国家公務員の福祉職の給与⁶を使って計算された人件費(保育単価の中に含まれている)が、私立保育所の賃金の原資として支給されている仕組みとなっている。その基本級分しか民間保育所に支給されていないから、勤続年数が5年ぐらいいまでは給料が上がるが、それ以降は経験年数が加算されず、給料はほとんど上がらないことになる(二宮、2000)。例えば、2001年4月の国の決める保育単価に基づいて試算してみた結果⁷、私立園の主任保育士のモデル年収(国の補助範囲内の年収上限)は約445万円で、一般保育士のモデル年収は約370万円である。すなわち、国の私立保育所保母への賃金補助はこの保育単価に準じて発給するため、主任保育士と一般保育士の年収はそれぞれ445万円と370万円のところに頭打ち、あまり増えなくなる。保育単価以下に人件費を抑えるために、私立保育所は勤続年数5年以上の保育士を辞めさせる動機を持っている。その結果、私立保育所保母(平均年齢31.9歳)の平均勤務時間が看護婦より長いにも関わらず、平均年収は看護婦(平均年齢34.1歳)の75%、準看護婦の87%の365万円に止まっている。さらに、30~34歳の私立保育所保母平均年収の366.5万円に対し、サービス業の短大・高専の32歳女性の平均年収は481万円である(平成13年「賃金センサス」)。従って、同年齢、同等学歴の他職種と比較しても、私立保育所の保母の平均所得は決して良いと言えない。

一方、公立保育所の保母の所得は地方公務員の行政職⁸と同じように扱われ、その給与体系は殆ど上限なしで勤続年数が増えることに従い、給料も上がる。都道府県によって、公私立保育所の賃金格差は多少異なるが、大体の地域においては公立保育所保母の年収は私立の1.5倍以上である。例えば、大阪府福祉保育労大阪地本の試算によると、公立園の短大卒主任保育士と一般保育士の月給(本俸+特殊勤務手当)の上限はそれぞれ470,300円(行政職8級22号相当)と380,600円(行政職4級30号に相当)となり、国の保育単価で決

計の補助に役に立たせようとする救貧思想や救貧対策から生まれたものであった³。しかし戦後、人口の増加や女性の社会進出によって、保育所数と入所児童数が急増した一方、保育所利用者の経済状況や社会階層も多様化されている。「保育に欠ける子供の保育」という原則は変わらなかったが、従来救貧策、社会安定策としての機能は重要ではなくなり、働く人々の労働権の保障としての保育所、女性解放の手段としての保育所、幼児教育機関としての保育所となりつつある(鈴木、1964)。

⁴ 『保育白書』平成13年度版、p.268

⁵ 詳細は、付II「保育士労働市場の現状」を参照してください。

⁶ 主任保育士は福祉職(行一)3級6号、一般保育士は福祉職2級6号に準ずる。

⁷ 「2001年4月改定に基づく国の決める保育単価内訳試算表」による試算。日本全国は6つの地域に分け、調整手当、期末勤勉手当と超過勤務手当はそれぞれ違うが、ここでその中2番目高い特甲地域の数値を使う。

⁸ 平成12年より公立保育所の保母の給与は地方公務員の行政職から福祉職に準ずることになった(自治省調べ)。

まった私立園主任保育士と一般保育士の月給補助上限よりそれぞれ 227,100 円と 179,300 円も高い。給与と諸手当と合わせて計算される公立保育所主任保育士と一般保育士のモデル年収も当然ながら、私立保育所の 1.5 倍から 2.5 倍となることが本稿の試算で分かった。

さらに、公立保育所保育士の殆どは地方公務員共済組合に加入してため、組合制度は普及していない私立保育所保育士よりも年金、医療、雇用の安定性などの面で保障されていることも明らかになっている。厚生労働省の「社会福祉施設等調査報告」(1999)のデータに基づく計算によれば、公立保育所の保母の退職率がわずか 5.6%に対して、私立保育所の退職率は大凡その 3 倍の 14.1%となっている。その結果、公私立所保育士の年齢格差はどんどん広がっていく。公私間の年齢格差は地域によって多少異なるが⁹、1999 年一気に 36 ヶ所の公立保育所を民営化させた大阪府堺市を例にその格差は 16 歳であった(公立所保育士の平均年齢は 42.9 歳、私立所保育士の平均年齢は 27 歳)。

私立園の保育士が長く勤められない理由は上述の賃金要因以外に、仕事の負担感、人間関係の摩擦、結婚退職などの理由も考えられる。とくに、経営者側の都合により保育士への退職の強要も屢々問題だと指摘されていた。その背後の原因は少なくとも三つある¹⁰：①経営上の事情。私立保育所を設立する際、建設費の四分の三は公費の補助があるが、残り四分の一は社会福祉・医療事業団からの借入れと自分の資金が必要となる。その返済金を、人件費などの事務経費を切り詰めるなど、様々な方法で、捻出し流用しているといわれている。②職場環境の違い。私立保育所の場合、園長などの意向がストレートに保育士に求められたりする。それに合わない保育士は退職せざるを得なくなる。③保育単価の問題。上述のように現在の保育単価は、基本的に保育士の年齢を考慮していないため、年齢が上がれば保育所運営に支障を来すという不備がある。保育単価以下に人件費を抑えるために、私立保育所は年長の保育士を辞めさせる動機を持っている。

最後に、公立保育所と私立保育所の格差は賃金の面に止まらず、勤務時間や仕事の密度等にも現れている。例えば、児童福祉施設最低基準第 33 条第 2 項によれば、0 歳児 3 人に 1 人、1、2 歳児 6 人 1 人、3 歳児 20 人に 1 人、4 歳以上児 30 人に 1 人の最低保母配置基準が設けられていた。公立保育所では自治体の独自財源で最低基準以上の職員を配置して保育を行う場合もあるが、私立保育所は国の最低基準で職員を配置するのは殆どである。そのため、全体的に職員配置の方は、公立は私立より 1 割程度高いと言われていた。

このように、保育士の労働市場は周知のように、公立保育所と私立保育所という二つのセクターに分かれている。同様な保育労働の対価として払われた報酬は明らかに公立セクターの保育士に有利である様な仕組みとなっている。

また、保育労働市場は他の二元化労働市場と同様に、上位セクター(公立保育所)から下位セクター(私立保育所)への労働移動は簡単だが、下位セクターから上位セクターへ

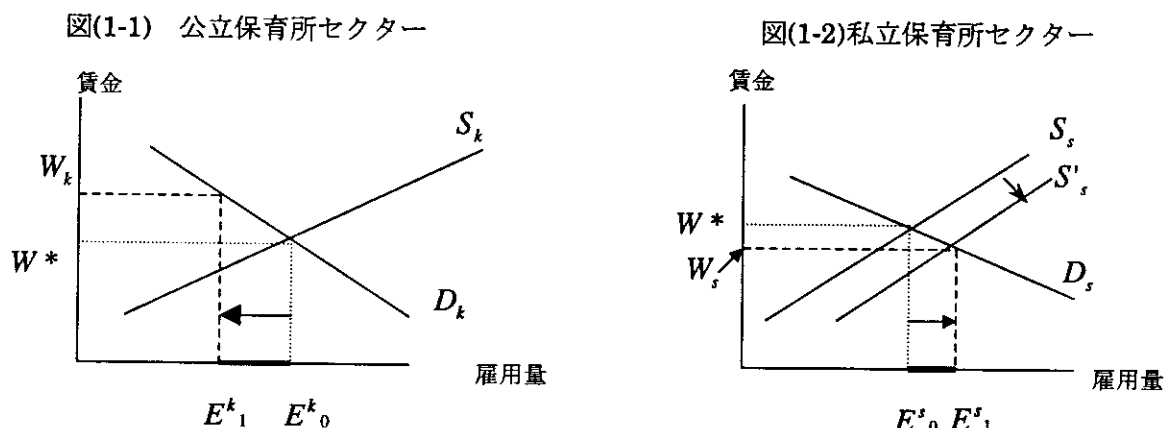
⁹ 平成 12 年私立所保育士の平均年齢は 31.9 歳(出所：『賃金センサス』)。しかし、公立所保育所の平均年齢に関する全国的な統計データは不詳である。従って、全国範囲での公私間年齢比較は不可能である。

¹⁰ 詳しい議論は保育行財政研究会編(2001)『公立保育所の民営化』(自治体研究社) pp34-44 へ。

の労働移動が非常に難しい。実は、公立保育所の保育士は限られた時期（通常前年度の11月上旬の願書提出から次年度2月下旬の採用決定発表まで大凡4ヶ月間）しか行わず、保育士の資格要件と年齢要件を満たした者のみは応募できる仕組みとなっている。資格要件は比較的満たされやすいが、年齢の制約はかなり大きい。例えば、大阪市は短大卒保育士資格所有者の場合、年齢は18歳から33歳までとなり、東京都の場合は20歳から30歳までとなった（平成13年の基準）。さらに、応募者は非常に激しい競争に勝ち残されなければ採用までは至らない。例えば、平成12年の大阪市では125人の受験者から6人が合格され、保母試験の競争倍率は実に20.8倍にもなった。¹¹このように、厳しい年齢制限と試験競争をクリアした上に転職できる私立保育所の保育士はそれほど多くないことが考えられる。

2-2 保育士労働市場の二元化構造は何故保育サービス供給の不足を招くのか？

上述のように保育の労働市場は公立かどうかによって報酬水準が大きく異なることは、保育労働の需要と供給にどのような影響を与えているのだろうか¹²。市場の二元化構造は私立セクターと公立セクターの保育労働の需要量に与える影響は下記の図1-1と図1-2で表れている。



保育士の賃金に関する政策の規制などが存在しない場合、公立保育所も私立保育所も同じ市場均衡賃金 (W^*) でそれぞれ E^k_0 と E^s_0 の労働量を雇用する。しかし、現実に公立セクター保育士の賃金は、地方公務員の俸給表によって市場賃金より高い水準 (W_k) の所に設定されているため、公立保育所の保育労働の需要量は E^k_0 から E^k_1 へ減少することが考えられる。保育士労働に比例して、公立保育所が提供してくれる保育サービスの量も賃金規制存在しない場合よりも少なくなる。

¹¹ 資料出所：大阪市役所のホームページ。

¹² 以下の議論は最低賃金の雇用効果と同じ原理である。同先行研究は豊富にある：Mincer(1976)、Kennan(1995)、Deere et al.(1995)、Machin & Manning(1994)、Currie & Fallick(1996)等。

一方、公立保育所の賃金水準と雇用量の変化は、私立セクターの労働供給に変化を引き起こす。なぜならば、公立保育所で職を見つからなかった人の殆どは私立保育所へ職を求めることになる。いわゆる、私立保育所へ crowd in する現象が起きる。その結果、私立保育所への労働供給が S_s から S'_s まで増加して、私立保育所は本来の市場賃金よりも低い賃金 (W_s) で保育労働量 E^s_1 を雇用することとなる。ただし、私立セクターへの労働供給の増加量 ($E^s_1 - E^s_0$) は、公立セクターの労働雇用減少量 ($E^k_0 - E^k_1$) よりも少ないはずである。なぜならば、外部労働力市場が存在する場合、公立保育所で職を見つからない保育士労働力は、私立保育所で職を求めるばかりではなく、就業を諦めるか他の労働市場へ人材流出するかの可能性も十分考えられる。明らかに、本来 W^* ならば保育労働市場に残ったが、 W_s ならば保育所への就職を諦めてしまう人も出てくるのであろう。すなわち、本人の留保賃金 (W_r) は W^* と W_s の間の人材は保育士労働市場から退出することが考えられる。彼女らにとって、私立保育所で保育士として働くよりもその時間を余暇として楽しむか、他のもっと処遇の良い職種に転職することが好ましいのであろう。無資格者は保育所で働けないが、有資格者は他の労働市場（例えば外食産業、に流出するのはいくらかでも可能である。すなわち、その結果、私立セクターの雇用量増加は賃金規制による公立セクターの雇用量の減少に及ばなく、保育士労働市場全体の雇用量は減少することに繋がる。言い換えれば、公立セクターの賃金規制は保育士労働の全体雇用量を減少させ、無賃金規制時よりも少ない保育サービスしか提供されなくなる。公立セクターの賃金規制は保育士の雇用総量に与える影響を数式で纏めれば、

$$\begin{aligned} \text{雇用総量の変化} &= \frac{d(E^s_1 - E^s_0)}{d(W^* - W_s)} - \frac{d(E^k_0 - E^k_1)}{d(W_k - W^*)} \\ &= \frac{d(E^s_1 - E^s_0)}{d(f(W_k - W_s))} - \frac{d(E^k_0 - E^k_1)}{d(g(W_k - W_s))} \approx \frac{d(E_1 - E_0)}{d(W_k - W_s)} < 0 \end{aligned}$$

$$\text{ただし、} \quad d(E^k_0 - E^k_1) / d(W_k - W_s) > 0 \quad (\text{公立セクターの雇用減少量})$$

$$d(E^s_1 - E^s_0) / d(W_k - W_s) > 0 \quad (\text{私立セクターの雇用増加量})$$

$$W_k - W^* = g(W_k - W_s) \quad \& \quad g'(W_k - W_s) > 0$$

$$W^* - W_s = f(W_k - W_s) \quad \& \quad f'(W_k - W_s) > 0$$

市場賃金 W^* が観察されないので、 $W_k - W^*$ と $W^* - W_s$ の観測値は実在しない。観察可能

な変数である公私間の賃金格差($W_k - W_s$)が $W_k - W^*$ または $W^* - W_s$ との間に高い正の相関関係があると思われるため、($W_k - W_s$)をその代理変数として用いる。

Ⅲ 買手独占市場の視点

3-1 保育士労働市場は買手独占的な労働市場なのか？

保育士の労働市場は、看護婦の労働市場と同じように、需要者（買手）が独占的な構造を持つ市場と考えられる。すなわち、雇用者側の保育所は、雇用する労働者の人数や労働時間や賃金の決定に大きな影響力を持っている。

その原因の一つは、保育サービス産業は極めて参入壁の高いかつ経営上の規制の多い分野である（出所：『保育所運営ハンドブック』2001年）：(1)保育所の最低定員制限：保育所の定員は、夜間保育所と小規模保育所は20人、普通の保育所は60人以上が条件である。(2)資金制限：保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等に有していること。(3)施設制約：原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から使用許可を受けていること。(4)設置主体の制限：平成12年3月までに、設置主体は市町村と社会福祉法人に限定していた。(5)利益分配制限（営利企業の場合）：国から受け取る保育所運営費は、保育以外の事業に使ってはいけない。(6)財産処分制約：保育所の財産を処分（例えば閉所）することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。以上の理由から、平成12年以来、厚生労働省は様々な規制緩和策（設置主体の制限撤廃¹³、保育所最低定員の引き下げ、設備基準の弾力化など）を打ち出されたにも関わらず、保育サービス産業は営利企業にとって利益が薄い割に、手続きが煩雑かつ参入制限は多いため、新規参入者はあまり多くなかった¹⁴。

保育士労働市場を買手独占的な構造にさせたもう一つの要因は、保育士の労働移動による雇用調整はあまり行われていなかったことである。保育士の多くは既婚女性であり、本人の就業場所は世帯主である配偶者の勤務地に制約されている。そのため、彼女らは、できる限り自宅から近いところに働きたいと考えるであろう。また、日本各地特に関西地区では、住宅新規契約の際に膨大な礼金と敷金をかかり、引越コストは高いことから労働移動が経済的に難しいことも考えられる。さらに、本来ならば労働移動による精神的なロス

¹³ 平成12年3月から厚生労働省は設置主体制限を撤廃し、株式会社、NPO、学校法人、農協なども保育所設置可能になったが、様々な経営制限があるため、営利企業は予想以上に苦戦していた。例えば、駅型保育施設を開設したピジョン株式会社は、保育事業から収益を生み出さず、「トップブランドを支えるための商品」として位置付けている。（保育行政研究会,2001）。

¹⁴ 平成13年9月現在の市町村と社会福祉法人以外の保育所設置件数は全国合計で34件だった（厚生労働省調べ）。

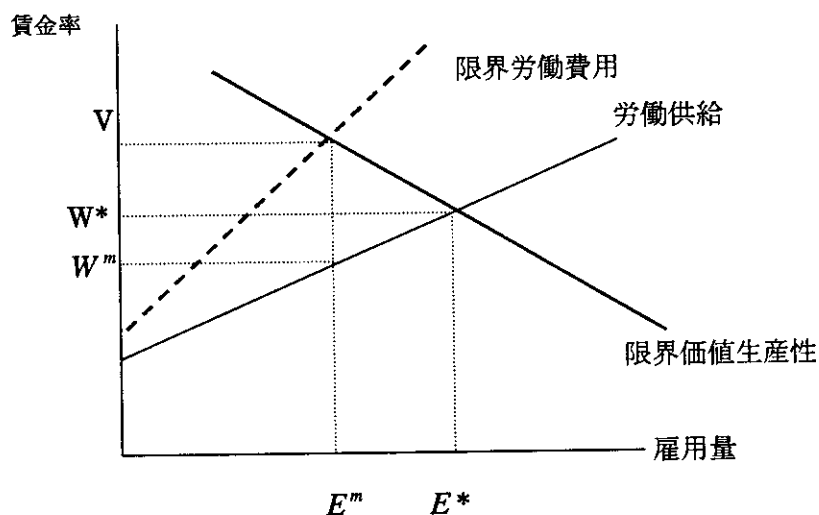
と機会コストを最もかからない未婚の若年保育士は低賃金を直面しているため、移動を避けて親との同居を選ぶ人も少なくないであろう。

以上二つの要因の相互作用によって、保育士の雇用先は、地域に唯一あるいは少数しかない保育所になりやすく、保育所（買手）側が賃金率や雇用量を決定に際して支配的な地位を獲得することになる。

3-2 なぜ買手独占市場は完全競争市場より雇用水準が低いのか？

買手独占の市場構造のもとでは、保育士の需要者である保育所側は、雇用する労働者の人数や労働時間や賃金の決定に大きな影響力を持ち、雇用を増やしたかったら平均賃金も上げなければ人は集めてこない。図2は、保育士労働の雇用先である保育所が1つしかないかつその保育所は自由に保育士の賃金設定できる場合（例えば私立保育所）の均衡を描いたものである。労働者を一人多く雇用する際にかかる賃金は、労働供給曲線が右上がりであることを反映して、現在の賃金水準より高くなる。従って、買手独占の保育所は、完全競争の場合の雇用量（ E^* ）に比べて、より少ない労働者（ E^m ）しか雇用しない。そして、この企業が支払い賃金は、完全競争均衡の場合（ W^* ）よりも低い賃金（ W^m ）しか支払わない。一方、 E^m の限界価値生産性は V であるため、 $V-W^m$ の部分は（私立）保育所の「留保」利益となる（大竹、1998）。

図3-1 保育士労働の買手独占市場



買手独占の市場構造は保育士の雇用に与える影響を実証的に分析した研究例は見あたらない。一方、保育士と極めて類似している看護婦の研究分野では、角田(1998)は初めて地方公営企業経営研究会『公営企業年鑑（病院）』（1990年）中の自治体立病院（900施設）の個票を用いて、看護婦労働の買手独占市場構造を検証してみた。同論文の推定の結果は上述の理論予測の通りに、病院間の競争が比較的激しいことが推測される地域では、看護婦